○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県英田郡西粟倉村大字長尾字天王ブロ五六五の一、五六五の二、字宮ノ谷五六六の一から五六六の三まで、五七四、字小岡五六七の一から五六七の三まで、五七〇、五七三の一、字イツガメ七六三の一、七六三の二、七六四の一、七六四の二、字天王ブロ仲ノ迫七六六の一、七六六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天王ブロ五六五の一、五六五の二、字宮ノ谷五七四・字小岡五七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字イツガメ七六三の一、七六三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び西粟倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町河井字石生谷六一の二、六二、六四、一六二、一六四、一六六、字家ノ上六五の一、一六三、一八〇、字上ノ山一六五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市上水田字古屋舗三六〇三、三六〇三の一、字又丸三六一〇から三六一五まで、三六二〇、三六二二の一、三六二二の二、三六二三から三六二五まで、三六二六の一、三六二六の二、三六二七から三六二九まで、三六三二、三六三四、三六三六、三六三七の一、三六三七の二、三六四〇、三六四四、三六四六、三六四八から三六五五まで、字大沙り五七四一の一、五七四一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古屋舗三六〇三、三六〇三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町赤石字曽家三〇五〇、三〇六二の九から三〇六二の一一まで、字荒平三一〇六の一から三一〇六の三まで、三一〇六の六から三一〇六の九まで、三一〇六の一三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字曽家三〇五〇・三〇六二の九・字荒平三一〇六の二・三一〇六の三・三一〇六の六から三一〇六の九まで・三一〇六の一三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町馬原字大清水一五〇の一・一五〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字森字高波五一五五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町阿蘇野字大野原六四六四の五・六四六五の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養